

5 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項

(1) 利尻管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号) 第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取扱うこととする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とする。ただし、集落内等建築物の密集している地区については、無落雪型等の屋根も認めるものとする。 ②屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は黒色とする。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、

		茶、グレー、黒系のいずれかの色又は自然材料の素材色のまととする。
(2) 道路	全域	<p>①防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>②防雪柵等は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>③道路緑化に際しては、島外からの植物の導入を避け、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努める。</p> <p>④擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。</p>
(3) 電力 ・電話柱	全域	<p>①新設については、特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げになる場所において原則として地下埋設とする。</p> <p>②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>③公園計画道路沿線においては、架空線の地下埋設化を図るように努め、その他の場所においても電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架を図る。</p>
(4) 風力 発電施設	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。また、島外（礼文島、サロベツ原野等）からの利尻山容景観保全にも配慮するものとする。

(5) 鉄塔	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。また、島外（礼文島、サロベツ原野等）からの利尻山容景観保全にも配慮するものとする。
(6) その他 の工作物	全域	色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 木竹の 伐採	全域	公園計画道路から望見される地域においては、自然環境の保全に留意した施業方法となるよう協力を求める。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料素地に白又は黒の文字を基調とする。

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 针
1 道路 (車道)	全域	附帯施設等の取扱については、5. (1). (ア). 1. (1) の建築物及び 5. (1). (ア). 1. (2) の道路と同様とする。
	利尻登山線	沓形と見返台園地を結ぶ町道で利尻町が事業執行しており、針葉樹林の中を通過している。樹林内の道路改良に当たっては、樹木の伐採を極力避け、拡幅も必要最小限とする。

	姫沼線	姫沼へ到達する町道であり、利尻山、日本海の眺望にも優れる。車道の舗装、歩道整備等が行われており、道路改良に当たっては補修程度とする。冬季閉鎖となることから、オーバーハング式視線誘導標等冬季を想定した施設については不要時には撤去できるよう調整を図る。
	鶴泊利尻 北麓線	鶴泊から北麓野営場を結ぶ町道で利尻富士町が事業執行しており、針葉樹林の中を通過している。車道の拡幅及び歩道整備が行われていることから、道路改良に当たっては補修程度とし、樹木の伐採については安全管理上の必要最小限の範囲とする。
2 道路 (歩道)	全域	附帯する建築物の取扱については、5. (1) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。
	鶴泊登山線	鶴泊からの登山道で、利尻山登山者の大半がここを利用する。公園事業として執行するに当たっては、頂上付近で滑落の危険があるため、危険箇所に対する注意標識や迷いやすい地点での指導標の設置等、利用上の安全性の確保に努める。登山道の拡幅に伴い発生する土砂を止め、失われた植生を回復するため植生復元等の措置を行う。

鬼脇登山線	鬼脇からの登山道であるが、7合目付近からは地表の崩落が激しく、転落等のおそれがある危険箇所が随所にあるため現在は閉鎖されている。利用上の安全が確保される見込みがある場合に限り公園事業として執行することを検討する。
姫沼ポン山線	姫沼からポン山を経て甘露泉で鴛泊登山線道路（歩道）と合流する山麓の歩道である。公園指定以前に整備した施設は老朽化しており、施設の改修にあわせて公園事業として把握することとする。廃道化している施設の再整備により植生の荒廃を起こさないよう留意する。 公園事業の執行に当たっては、ポン山頂上付近は脆い地質であることから、植生の保護に十分留意し必要最小限の整備にとどめる。
ポン山線	仙法志から仙法志ポン山頂上まで歩道があるが、オタドマリ沼と仙法志ポン山の間は整備されていない。利尻山を見ながらの探勝路として、オタドマリ沼と仙法志ポン山を結ぶ歩道整備にあわせて路線全体を公園事業として執行することとする。
沓形登山線	沓形から三眺山を経て山頂直下で鴛泊登山線道路（歩道）と合流する登山道である。三眺山と鴛泊登山線合流点の間は落石や滑落のおそれがあり、遭難する事故も発生していることから、危険箇所に対する注意標識や迷いやすい地点での

		<p>指導標の設置の他、安全管理上の歩行区域の限定等の必要な措置を検討する。</p> <p>利用上の安全性を確保が図られる範囲に限り公園事業として執行することを検討する。</p>
3 園地	全域	<p>附帯する建築物の取扱については、5. (1) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p> <p>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</p>
	富士野	<p>園路、駐車場、公衆便所、休憩舎が設置され、利尻山と海蝕崖の展望園地として利用されており、北海道及び利尻富士町が事業執行している。</p> <p>今後ともこの利用形態を継続させる。</p>
	姫沼	<p>針葉樹林の中の沼として人気が高く、利尻山を展望し姫沼一周の探勝を行う園地として、駐車場、歩道、公衆便所、休憩所が設置されており、利尻富士町が事業執行している。姫沼を周回する木道、公衆便所等の再整備を図る。</p> <p>電気水道が敷設されていないことから、自然エネルギーの使用した設備について、維持管理や周辺の自然環境への配慮等を勘案し、検討する。</p> <p>枯渇が懸念される湧水の調査等必要な対応及び整備を検討する。</p>

	オタドマリ 沼	利尻山とオタドマリ沼の展望園地として利用され、駐車場、園地、公衆便所、休憩所が設置されており、利尻富士町が事業執行している。今後もこの利用形態を継続させる。 周辺のアカエゾマツ林は保存緑地として取り扱う。
	見返台	利尻山等の展望園地として利用され、駐車場、園地、公衆便所、展望台等が設置されており、北海道及び利尻町が事業執行している。今後もこの利用形態を継続させる。
	沓形岬	利尻山の展望園地として利用され、駐車場、公衆便所、休憩舎、歩道、広場、売店、野営場が設置されており、北海道及び利尻町が事業執行している。今後もこの利用形態を継続させる。
	御崎	利尻山及び海岸景観の展望地及び磯遊びのできる園地として利用されており、駐車場、公衆便所、休憩所、売店、展望台が設置されている。 このうち、駐車場と公衆便所及び休憩所を北海道及び利尻町が事業執行している。 今後、地区の売店を公園事業として執行するに当たっては、1棟にまとめるよう指導する。
4 避難小屋	全域	附帯する建築物の取扱については、5. (1) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。
	長官山	鴛泊登山線道路（歩道）の中腹にあり、利尻富士町が事業執行しており、平成6年に建て替えら

		<p>れた。</p> <p>避難小屋と資材小屋としての機能を有する。今後とも避難小屋として適切に維持管理を図るよう指導する。</p> <p>携帯トイレベースの改修・拡張整備を図る。</p>
	鬼脇山麓	<p>鬼脇登山線道路（歩道）が閉鎖されている状況であり、当該歩道と合わせて取扱を検討する。</p>
	見晴台	<p>沓形登山線道路（歩道）の中腹にあり、利用者はあまり多くない。既存施設の改修程度にとどめる等、取扱を検討する。</p>
5 野営場	利尻北麓	<p>針葉樹林内に位置し、快適な利用環境に恵まれており、利尻富士町が事業執行している。利尻山登山者の拠点や周辺住民のレクリエーションの場として利用されており、今後もこの利用形態を維持させるとともに、利尻山登山道入り口としてのインフォメーション機能の強化を図る。</p> <p>附帶する建築物の取扱については、5. (1) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。</p>
6 博物展示 施設	姫沼	<p>姫沼ポン山線の起点に位置する。</p> <p>島内の自然情報や登山道情報を発信するインフォメーションセンターとして整備を検討する。</p> <p>整備にあたっては、針葉樹林や沼の自然環境を損なわないよう周辺の自然状況と利用状況に合わせた必要最小限の規模・配置とする。</p> <p>なお、電気水道が敷設されていないことから、</p>

	設備については自然エネルギーの使用を検討する。
--	-------------------------

(2) 礼文管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取扱うこととする。</p> <p>なお、普通地域内の建築物の形状、色彩についてもこの取扱方針に準じた指導を行う。</p> <p>①屋根の形状</p> <p>原則として切妻又は寄棟とする。ただし、集落内等建築物の密集している地区については、無落雪型等の屋根も認めるものとする。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>原則として焦げ茶色又は黒色とする。</p>

		<p>③外壁の色彩</p> <p>原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系のいずれかの色又は自然材料の素材色のまととする。</p> <p>④造成地法面等の緑化</p> <p>島外からの植物の導入を避け、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努める。</p>
(1) 道路	全域	<p>①防護柵は、原則としてガードケーブル、又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は、極力単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とし、特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げとなる場所においては、原則4月から10月までは撤去又は地下収納とする。</p> <p>③道路線形は、工事による造成を少なくするため、極力現地地形に順応するよう努める。</p> <p>④造成地の取扱は、露岩地や風衝草原等周囲の自然景観に則したものとし、法面や擁壁の形状・工法の検討に極力反映させる。</p> <p>⑤道路法面を構造物で保護する場合については、極力人工構造物が視認されないような工法とする。</p>

		<p>⑥道路緑化に際しては、標高0mから寒地・高山性植物が見られることから、島外からの植物の導入を避け、現地に適した緑化方法として、小面積の緑化は、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努め、大面積の緑化においても施行区域周辺の自然植生からの種子や表土（埋土種子）を使用した吹付緑化工法を採用するよう努める。</p> <p>⑦擁壁等の工作物は、原則として、小規模で石積が可能な場合には、石積若しくはふとん籠により施工し、ブロック積若しくはコンクリート構造物を採用する場合には、表面に自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。</p>
(3) 電力・電話柱	全域	<p>①新設については、特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げとなる場所においては、原則として地下埋設とする。</p> <p>②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>③公園計画道路沿線においては、架空線の地下埋設化を図るように努め、その他の場所においても電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架を図る。</p>
(4) 治山・砂防施設	全域	集落密集地以外の特別保護地区については原則として認めない。

		主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観の調和するような修景の配慮、自然生態系への配慮を極力実施するものとする。
(5) 風力発電施設	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(6) 鉄塔	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(7) その他 の工作物	全域	色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 木竹の伐採	全域	公園事業道路から望見される地域においては、自然環境の保全に留意した施業方法とするよう協力を求める。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料は素地に白又は黒文字を基調とする。
4 植物等の採取	全域	レブンアツモリソウは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されており、また、札

	文町の寒地・高山性植物保護運動のシンボルでもある。その採取については、レブンアツモリソウの保護管理上の移植の他、学術研究等であって保護増殖のために必要最小限と認められるもの以外は許可しないこととする。
--	--

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設、緑化等の取扱については、5.(2). (ア). 1. (1) の建築物及び 5. (2). (ア). 1. (2) の道路と同様とする。
	須古屯西上泊線	<p>スコトン岬から江戸屋までは丘陵部の草原地と海岸線の道路とに分かれ、浜中からは牧草地を通り西上泊に至る道路で、北海道及び礼文町が事業執行している。</p> <p>①江戸屋から須古頓に至る丘陵線車道、通称「江戸屋山道」は、周囲の景観及び自然環境が良好な雰囲気であることから、道路改良に当たっては現道の補修や必要最小規模の停車帯の整備程度とし、新たな工作物の整備は極力行わない。</p>

	<p>②江戸屋から須古頓に至る海岸線車道は、生活道路である道道である。急峻な斜面にレブンコザクラ・チシマフウロ等寒地・高山性植物が生育するが、落石の危険性も高い。落石防止については、道路の安全確保と自然環境・風致景観の維持との調和を図る工法の検討を行う。</p> <p>③須古頓西上泊線〈浜中から鉄府分岐〉は、レブンアツモリソウ群生地を通過する町道であり、平成13年から車道の拡幅及び歩道整備を行っている。道路改良に当たっては補修程度とする。</p> <p>④須古頓西上泊線〈鉄府分岐から西上泊〉は、生活道路でもあるとともに、風化した脆い地質であること、沿道に寒地・高山性植物が多数生育していることから、道路改良に当たっては、礼文町で実施した浜中・西上泊線道路計画協議会の協議結果を参考に、道路の安全管理と周囲の自然環境・風致景観の維持との調和を図る工法の検討を行う。</p>
香深香深井線	礼文島中心集落である香深から礼文島南部の山地内を経て香深井に至る町道、通称「礼文林道」である。周囲の景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから、道路改良に当たっては現道の補修や必要最小規模の停車帯の整備程度とし、新たな工作物の整備は極力行わない。

	香深元地線	香深より桃岩トンネルを経て元地海岸に至る道道で、北海道が事業執行しており、生活道路でもある。地形が急峻なことから改良に当たっては、道路の安全確保と周囲の自然環境・風致景観との調和を図る工法の検討を行う。
2 道路 (歩道)	全域	附帯する施設等の取扱については、5. (2) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。
	礼文島縦断線	スコトン岬から、ゴロタ岬、西上泊及び桃岩を経て知床に至る歩道で、北海道が事業執行している。一般的な観光探勝コースである通称「桃岩遊歩道」、「8時間コース」と重複する部分が多い。事業執行されているのは、桃岩-元地灯台とゴロタ岬及び西上泊-ササドマリの区間である。 一部で探勝路の拡幅や踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のための歩行区域の限定や失われた植生を回復するための植生復元等必要な措置を検討する。
	久種湖周回線	久種湖を一周する歩道計画である。現在西側湖岸～南東側湖岸にかけて、北海道及び礼文町が事業執行している。東～北側湖岸は車道のみが設置

		されている。歩道未整備区間について、車歩道の分離等歩行者への安全の確保が図られた際に公園事業として取り扱う。
	礼文岳登山線	平成17年に新百名山にあげられた礼文岳への登山道である。登山道整備は、現状維持を基本とする。指導標の整備に際しては、起登臼への廃道へ迷い込まないよう必要な措置を講ずるものとする。
3 園地	全域	附帯する施設等の取扱については、5. (2) . (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。
	トド島	利用状況に応じ、施設の位置、規模構造等について、磯遊び、散策のできる園地として工法を検討する。
	スコトン岬	礼文島北端の展望園地として利用され、駐車場、公衆便所、広場、展望広場、休憩舎・売店が設置されており、北海道及び民間1件が事業執行している。今後ともこの利用形態を継続させる。 現休憩舎・売店は、スコトン岬、トド島への展望方向に位置することから、建て替えに当たっては、施設の位置、規模構造等について園地デザイ

	ンを踏まえ慎重に検討する。
久種湖畔	利用状況に応じ、久種湖を展望する園地として施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
元地	駐車場、公衆便所、展望台等が整備されており、礼文町が事業執行している。桃岩及び西海岸を展望する園地として、今後もこの利用形態を継続させることとし、施設の大幅な増設は行わないこととする。
桃岩	利尻山の展望及び寒地・高山性植物の観察地として利用されている。歩道、広場、植生保護柵が設置されており、北海道が事業執行している。今後も利尻山及び西海岸等の展望園地及び寒地・高山性植物の観察地として取り扱う。歩道と広場については既存の施設の補修にとどめ、必要に応じ植生復元等の必要な措置を施す。 乗用車とマイクロバスが通行できる車道が上部まで達しており公園区域外に駐車場がある。今後は、環境保全に留意しつつ施設の有効利用を図るため、この地区全体の利用のありかたについて関係機関と十分調整を図る。
西上泊	西海岸の海食崖景観を展望する地点として、駐車場、公衆便所、休憩舎（レストハウス）、歩道及び広場が設置されており、北海道及び礼文町が事業執行している。今後の整備に当たっては既存

		施設の改良と適正な維持管理を指導する。
4 係留施設	全域	附帯する施設等の取扱については、5.（2）. （ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。
	トド島	利用状況に応じ、トド島園地を訪れる利用者のための係留施設として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
	西上泊	利用状況に応じ、西上泊園地を訪れる利用者のための係留施設として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
5 野営場	全域	附帯する施設等の取扱については、5.（2）. （ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。
	久種湖畔	利用状況に応じ、礼文島北部を利用するための野営場として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
	元地	利用状況に応じ、礼文島南部を利用するための野営場として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
6 舟遊場	全域	附帯する施設等の取扱については、5.（2）. （ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。
	久種湖畔	平成8年に整備し、野営場と一体的に利用され

		ている施設であり、礼文町が事業執行している。施設の大幅な増設は行わないこととする。利用期間の制限について、礼文町、北海道宗谷支庁と調整を図り、適切な利用ができるよう検討する。
	元地	利用状況に応じ、海浜レクリエーションを楽しむ利用者のための舟遊施設として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
7 宿舎	スコトン岬	スコトン園地に隣接する宿舎で、民間1軒が事業執行している。今後の建て替え又は増改築に当たっては、落ち着いた雰囲気を維持しつつ、海岸と海蝕崖の間に立地することから安全確保ができる立地、工法を採用するよう指導する。 建築物、看板のデザインの取扱については、5.(2). (ア). 1. (1) の建築物及び5. (2). (ア). 3 の広告物と同様とする。

(3) 海岸砂丘管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成13年2月8日付け環境省告示第6号（抜海地区及び浜勇知・夕来・稚咲内地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A地区（図-1））においては、車道からの眺望の妨げになる建築物は、公益上必要なものを除き、原則として認めない。 また、形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。なお普通地域内の建築物の

		<p>形状、色彩についてもこの取扱方針に準じた指導を行う。</p> <p>①屋根の形状</p> <p>原則として切妻又は寄棟とする。ただし、集落内等建築物の密集している地区における無落雪型等の屋根及び、畜舎、納屋のかまぼこ状の形状（通称D型）は認めるものとする。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>原則として焦げ茶色又は黒色とする。ただし、切妻・寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色も認めるものとする。</p> <p>③外壁の色彩</p> <p>原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系又は自然材料の素材色のままとする。ただし、切妻・寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色も認めるものとする。</p>
(2) 道路	全域	<p>稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A地区（図-1））においては、車道からの眺望の妨げになる道路付属物は、自動車道標識令、視線誘導標の設置基準等法令通達等に設置を定められた必要最小限のもの以外は原則として認めない。</p> <p>また、周辺の自然環境との調和を図るため、</p>

		<p>以下のように取り扱うこととする。</p> <p>①防護柵は、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は、極力単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>③道路緑化に際しては、夕来～浜里の自然草原及びその隣接地については、外来生物の侵入を防止するため、緑化方法としてワラムシ口張りや浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努める。牧草地農地等に隣接する車道路肩については、張付覆土による植生誘導工等を採用するよう努める。</p> <p>④擁壁等の工作物は、自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。</p>
(3) 電力 ・電話柱	全域	<p>①稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A地区（図-1））においては、地下埋設以外は原則として認めない。</p> <p>②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>③電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。</p>

(4) 風力発電施設	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(5) 鉄塔	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(6) その他 の工作物	全域	稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A地区（図－1））においては、地下に埋設されるものを除き、公益上必要なもの（第2種、第3種特別地域においては農林漁業を営む上で最低限必要なものを含む）以外原則として認めない。 色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 土石の採取	全域	次の地区については「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成13年2月8日付け環境省告示第6号）による。 ①B地区（図－1）における農地改良及び農地造成に伴って行われる砂の除去。 ②C地区（図－1）における砂の採取。 採取断面、掘削深度、緑化方法等については、周囲の風致景観との連続性が損なわれないよう配慮する。

		<p>砂丘林に隣接し又は近傍にある箇所については、砂丘林湖沼群の水位低下が起こらないよう、掘削深度を設定する。</p> <p>採取断面はラウンディング等を行い隣地との連続性を損なわぬよう配慮する。</p> <p>法面は、安定勾配をとり、表土によるすき取り覆土により早急に緑化し、法面の浸食や飛砂が起こらないようとする。</p> <p>車道と隣接する場合、公園道路とは15m、その他道路とは5mの緩衝帯を設置し、車両通行の安全配慮をはかる。</p> <p>C地区については、平成23年を終掘とする。</p>
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料素地に白又は黒文字を基調とする。

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号）第10の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設等の取扱については、5.(3). (ア). 1. (1) の建築物及び5.(3). (ア). 1. (2) の道路と同様とする。

稚内天塩線	<p>稚内市坂の下から抜海、浜勇知、夕来、豊富町稚咲内、幌延町浜里を経て天塩河口大橋へ達する海岸沿いの道路で、北海道が事業執行している。道路沿いは海岸植生又は採草地になっている。海岸線の通景線確保のため、現状の補修程度にとどめるよう指導する。</p> <p>特に、稚内市浜勇知～幌延町界区間においては、人工構造物のほとんどない海浜植物群生地、採草地が広がり、公園施設として良好な景観及び自然環境が保たれていることから、防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等の新たな工作物の設置は極力行わない。</p> <p>すでに設置された防雪柵は、原則として4月から10月までは撤去又は地下に収納するよう指導する。</p>
円山稚咲内線	<p>豊富町の円山から稚咲内漁港までの道路で、北海道が事業執行している。稚咲内集落の生活道路である。現道の拡幅、改良に当たっては、木竹の伐採を極力伴わないよう指導する。</p> <p>特別保護地区における防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は原則認めない。</p>
下サロベツ原野線	幌延町の音類橋から浜里へ至る原生的自然の残る海岸砂丘林を横断する道路で、北海道

		<p>が事業執行している。現道の拡幅、改良に当たっては、木竹の伐採を極力伴わないよう指導する。</p> <p>特別保護地区における防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は原則認めない。</p>
2 道路 (歩道)	全域	<p>附帯する建築物の取扱については、5.(3). (ア). 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、在来種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p> <p>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</p>
稚咲内線・ 下サロベツ 砂丘線		<p>砂丘上の国有林内をめぐる歩道で、現在、管理用歩道が設置されている。</p> <p>砂丘帯に成立した森林と砂丘列間の多数の湿原、湖沼により原生的な景観を残していることから、これを適切に保全するため、砂丘林等の自然観察路として既存歩道を事業として執行する際には、利用者数の調整や自然ガイド付きの利用を促すルールづくりを行うなど、無秩序な利用を避ける措置を関係機関と調整し講ずるものとする。</p> <p>また、利用上必要な駐車場、公衆便所等の施設の整備について関係機関と調整を図る。</p>

	北海道自然歩道線	利用状況に応じ、海岸や自然歩道等既存施設の活用を図りつつ、新たな施設については位置、規模構造等について、周囲の風致景観との調和や歩行の安全を図りながら探勝路として工法を検討する。
3 園地	全域	<p>附帯する建築物の取扱については、5.(3). (ア). 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、在来種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p> <p>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</p>
稚咲内		利尻山の展望園地及びパーキングエリア的な園地として、駐車場、広場、展望台、公衆便所及び休憩所（レストハウス）が設置されており、北海道及び豊富町が事業執行している。既存施設の適切な維持管理に努める。
浜勇知		<p>利尻山の展望及びネムロコウホネをはじめとする湿地性植物群落の観察地として、駐車場、園路、休憩所が設置されており、北海道及び稚内市が事業執行している。</p> <p>今後とも湿地性植物群落の保全に配慮し、既存施設の適切な維持管理に努める。</p>

	浜里海岸	利尻山の展望園地及び海浜植物群落の観察地として、既存駐車場等施設の活用を図りつつ、新たな施設については、周囲の風致景観との調和を図りながら、位置、規模構造等について工法を検討する。
4 自然 再生施設	稚咲内海岸	<p>海岸砂丘帯及び砂丘林が稚咲内市街地や採草地と隣接しているため、地域住民と関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。</p> <p>附帶する建築物の取扱については、5.(3) . (ア) . 1 . (1) の建築物と同様とする。</p> <p>現に実施されている稚咲内町有砂丘林の自然再生事業については、施工区域周辺の砂丘林から種子及び稚樹等を採取し、使用するよう努める。</p> <p>稚咲内砂丘林湖沼群の水位低下への対策については、上サロベツ自然再生協議会での原因把握と対処法の検討結果を参考に進めるものとする。</p>
5 植生 復元施設	浜里海岸	海岸砂丘帯で行われた大規模な砂利採取後の窪地について、浚渫土等による穴埋め及び緑化活動により、海岸砂丘の景観と海浜低木、

草原の植生復元を行う。

現在進められている南サロベツ海浜景観再生プランによる緑化を事業として取り扱う。緑化方法、造成等については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。

①緑化植物については、施工区域周辺の自然植生からの種子・土壌を採取し使用するよう努める。

②植生復元に伴う造成は、窪地の穴埋めと周辺風致景観に合わせた起伏付け程度とし、過度な盛土は行わない。

③防風、防砂用に必要な防護柵については極力単純な形状とし、色彩は焦げ茶又は自然材料の素材色のままとする。

(4) サロベツ管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年2月8日付け環境省告示第6号(サロベツ原生花園地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	農林漁業用又は公益上必要なもの以外認めない。 また、形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とする。ただし、畜舎、納屋についてはかまぼこ状の形状(通称D型)を認めるものとする。

		<p>②屋根の色彩</p> <p>原則として焦げ茶色又は黒色とする。ただし、切妻、寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色を認めるものとする。</p> <p>③外壁の色彩</p> <p>原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系又は自然材料の素材色のままとする。ただし、畜舎、納屋の切妻、寄棟の建物については濃い赤色、濃い青色を認めるものとする。</p>
(2) 道路	全域	<p>車道からの眺望の妨げになる道路付属物は、自動車道標識令、視線誘導標の設置基準等法令通達等に設置を定められた必要最小限のもの以外は原則として認めない。</p> <p>また、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。</p> <p>①防護柵の設置は極力避けるが、安全上やむを得ず設置する際は、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等の工作物を原則認めない。</p> <p>③サロベツ湿原及びその隣接地に位置する道路の緑化に際しては、外来生物の侵入を防止するため、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等の綠化工法を採用するよう努める。牧草地農</p>

		<p>地等に隣接する車道路肩については、張付覆土による植生誘導工等を採用するよう努める。</p> <p>④トウキョウトガリネズミの生息地であるため、コンクリート構造物の道路側溝を設置する際には、小動物転落防止のための蓋の設置や、転落後は上がるような小動物用の斜路を設置する等の配慮を行う。</p>
(3) 電力 ・電話柱	全域	原則として地下埋設以外認めない。
(4) 風力 発電施設	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(5) 鉄塔	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(6) その他 の工作物	全域	<p>地下に埋設されるものを除き、公益上必要なもの（第2種、第3種特別地域においては農林漁業を営む上で最低限必要なものを含む）以外原則として認めない。</p> <p>色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p>
2 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料素地に白又は黒文字を基調とする。
3 土石の 採取	全域	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域における機械ボーリングによる土石採取におい

		ては、作業により発生する処理水が周辺の湿原植生に影響しないよう、適切な措置を講ずる。
--	--	--

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 针
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設等の取扱については、5. (4). (ア). 1. (1) の建築物及び 5. (3). (ア). 1. (2) の道路と同様とする。
	円山稚咲内線	<p>豊富町の円山から稚咲内漁港までの道路で、北海道が事業執行しており、稚咲内集落の生活道路でもある。原野の広々とした水平景観の先に牧歌的風景を保つ豊徳台地や国有林である砂丘林、その背後に利尻山を望むことができ、景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから以下のように取り扱うこととする。</p> <p>①防雪柵は、泥炭採掘跡地に隣接する公園計画図区域線 98 番から 99 番間約 1 km 及び 106 番から 107 番間約 2 km のみ設置可能としその他の路線は認めない。極力単純な形状とし、構造体の色彩は灰色とする。原則として 4 月から 10 月までは撤去又は地下に収納する。</p>

		<p>②オーバーハング式視線誘導標等は夏期に撤去できるもののみ認める。極力単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とする。原則として4月から10月までは撤去</p> <p>③現道の改良に当たっては、道路側溝の堰上げ改修等湿原の保全に十分配慮する。</p>
	パンケ沼線	<p>幌延町の下沼からパンケ沼畔園地へ到達する道路で、幌延町が事業執行している。既存施設の舗装化の他は補修程度にとどめる。</p>
	下サロベツ 原野線	<p>幌延町の下沼から音類橋までの道路で、北海道が事業執行している。人工構造物のほとんどない湿原、採草地が広がり、景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから以下のように取り扱うこととする。</p> <p>①オーバーハング式視線誘導標等は夏期に撤去できるもののみ認める。極力単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とする。原則として4月から10月までは撤去する。</p> <p>②現道の改良に当たっては、湿原の保全に十分配慮する。</p>
2 道路 (歩道)	全域	<p>附帯する施設等の取扱については、5. (4). (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p>

		<p>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</p>
	サロベツ原生花園線	<p>サロベツ原生花園を周遊する路線で、現在サロベツ原生花園園地の園路として直轄整備がされている。木道設置の影響で木道沿いの植生に変化が見られているため、上サロベツ自然再生協議会等による評価を得ながら、植生保護のための必要な措置を講ずるものとする。</p>
	パンケ沼線	<p>パンケ沼畔園地と下サロベツ原野園地を結ぶ路線で、木道及び解説板が整備されている。湿原内を通過し、付近には長沼等の湖沼があり、野鳥が多いことから、自然観察ルートとして利用されており、今後ともこの利用形態を継続させる。整備にあたっては、補修程度とする。</p>
3 園地	全域	<p>附帯する施設等の取扱については、5. (4). (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p> <p>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</p> <p>汚水排水が施設に隣接する湿原植生に影響しないよう適切な措置を講ずる。</p>

サロベツ 原生花園	<p>円山稚咲内線道路（車道）沿いに位置し、湿原植生や原野景観を展望する園地として利用されている。駐車場、広場、園路（木道）、公衆便所、休憩舎（ミニビジター）、休憩所（レストハウス）が設置されており、北海道及び豊富町が事業執行している。</p> <p>サロベツ原野を展望し、泥炭及び湿原植生を理解するための園地として取り扱う。</p> <p>サロベツ湿原の中央に位置し、泥炭地上に立地しているため、隣接する湿原に対する影響が見られることから、上サロベツ自然再生協議会等による評価を得ながら、植生保護のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
円山	<p>サロベツ湿原の入り口に当たり、泥炭採掘跡地及び円山の森林に隣接している。</p> <p>泥炭採掘跡の回復過程の観察や、針葉樹林や針広混交林から湿原への移行する自然環境を観察する学習の場としての園地として位置づける。</p> <p>園地の利用者に必要な駐車場、園路（木道、森林散策路）、公衆便所及び休憩所（レストハウス）等の施設の他、サロベツ湿原の文化遺産である浚渫船を展示する等、サロベツの開発、泥炭採掘の歴史に関する学習に必要な施設の整備を図る。</p>

	パンケ沼	利用状況に応じ、春秋の鳥の渡りの時期に飛来するマガソやオオヒシクイ等の野鳥を観察する園地として、野鳥の生息環境や湿原生態系への配慮を行い、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
	パンケ沼	パンケ沼のほとりにあり、湖沼景観と原野景観に恵まれている。駐車場、広場、園路（木道）、公衆便所、休憩舎（野鳥観察舎）が設置されており、北海道が事業執行している。この地区の管理及び自然観察等に必要な施設の整備を図る。
	下サロベツ 原野	サロベツ原野における幌延町側の拠点として位置づけ、駐車場、広場、園路（木道）、公衆便所、休憩所（ミニビジター）等が整備されている。この地区の管理及び自然観察等に必要な施設の整備を図る。
4 博物 展示施設	全域	附帯する施設等の取扱については、5. (4). (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。 汚水排水が施設に隣接する湿原植生に影響しないよう適切な措置を講ずる。

	円山	<p>サロベツ湿原の入り口に当たり、泥炭採掘跡地及び円山の森林に隣接している。</p> <p>サロベツ地域の自然情報の他に自然再生事業の進捗状況・成果に関する情報を発信するインフォメーションセンター兼湿原モニタリングセンターの役割を担う博物展示施設として位置づける。また隣接する円山園地との連携を図り、泥炭採掘跡の回復や、サロベツの開発、泥炭採掘の歴史に関する学習に必要な施設の整備を検討する。</p>
	パンケ沼	<p>利用状況に応じ、下サロベツ原野園地とともに、幌延地区の利用拠点として、野鳥と湖沼湿原の学習ができる博物展示施設の整備を検討する。</p>
5 自然 再生施設	全域	<p>附帯する施設等の取扱については、5. (4). (ア) . 1. (1) の建築物と同様とする。</p> <p>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</p> <p>指導標、解説板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</p> <p>汚水排水が施設に隣接する湿原植生、河川湖沼に影響しないよう適切な措置を講ずる。</p>
	上サロベツ	<p>北海道開発局が事業執行しており、湿原の乾燥化対策、泥炭採掘跡地の修復について、上サロベツ自然再生協議会における検討結果を参考に整備を進めるものとする。</p>

	一部採草地と隣接しているため、地域住民や関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。
ペンケ沼	ペンケ沼の埋塞への対策については、上サロベツ自然再生協議会における原因把握と対処法の検討結果を参考に整備を進めるものとする。
下沼	湿原の乾燥化、湖沼の水質や生態系の悪化に対して、自然再生に必要な措置を検討する。 一部採草地や漁業区域と隣接しているため、地域住民や関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。

図1



- A地区(展望の妨げになる工作物不可)**
- B地区(特認:農地の改良、造成に伴う砂の除去可)**
- C地区(特認:砂の採取可)**

